

政令・内閣府令のポイント

金融商品取引法等の一部を改正する法律
(20年6月6日成立・6月13日公布)

我が国金融・資本市場の競争力強化が課題

多様な資産運用・
調達機会の提供

多様で質の高い
金融サービスの
提供

公正・透明で
信頼性のある
市場の構築

○プロ向け市場の創設

○ETF(上場投資信託)の多様化

○証券・銀行・保険会社間のファイアー
ウォール規制の見直し【公布後1年以内の施
行】

○利益相反管理体制の構築【公布後1年以
内の施行】

○銀行・保険会社グループの業務範囲の拡
大

○課徴金制度の見直し
(金額水準の引上げ、対象の拡大等)

➤プロ向け銘柄の勧誘・取引に係る告知義務・転売制限の細目を規定

＜告知の内容＞

- ・法定の公衆縦覧型開示が行われていない旨
- ・転売制限が課せられている旨 等

＜転売制限の内容＞

- ・発行等の際に一般投資家への転売制限を含む契約を締結すること
- ・例外的に売却できる場合は、発行者やオーナー株主への譲渡の場合 等

➤有価証券・発行者に関する情報提供の内容、方法について取引所ルールによる旨を規定

➤取引所が自主規制法人以外に委託できる自主規制業務の範囲等を規定
(上場・上場廃止基準に適合するかどうかの事前調査等)

➤我が国取引所と外国取引所による取引所の共同設立に係る規定の整備

(我が国取引所の子会社である取引所について、20%以上50%未満までの議決権を保有できる者として、外国取引所を追加)

➤ETFの主たる投資対象に金などの商品現物・先物を追加

➤ETFと現物交換できる対象として、商品市場に上場されている商品を追加

➤議決権保有制限の例外となる会社の範囲を規定

- ・事業再生を行う会社として、中小企業新事業活動促進法上の「経営革新計画」の承認を受けている会社等を規定

- ・ベンチャービジネス会社について「設立5年未満」を「設立10年未満」に拡大

➤銀行・保険会社の子会社・兄弟会社に対し、イスラム金融を解禁

➤銀行・保険会社本体に対し、排出量取引を解禁

➤違反者の密接・特殊関係者(子会社、親族等を規定)の計算において違反行為を行った場合にも、自己の計算において違反行為を行ったものとして、課徴金の対象

➤インサイダー取引規制について、上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準(純資産額の減少が30%未満かつ売上高の減少が10%未満)を新設

➤第1回審判期日前における証拠開示の手続きを規定